小野町日影南麓『緑とのふれあいの森公園』 管理運営に関する提案競技

募集要項

令和3年9月 福島県田村郡小野町

目 次

第	1	提 案 競 技 の 概 要 2
	1	提案競技の趣旨 2
	2	提案競技の名称 2
	3	対象施設
	4	提案を求める内容
	5	応募者の要件 3
	6	日 程 及 び 応 募 の 手 続 き 等
	7	提案の審査等 7
	8	提案競技後の取り組み 7
	9	その他 8
1	0	事 務 局
第	2	提 案 競 技 に あ た っ て の 基 本 方 針 9
第	3	事 業 者 が 行 う 業 務 9
	1	事 業 者 が 指 定 管 理 者 として 行 う 業 務 9
	2	その他の業務 1 C
第	4	事 業 者 が 独 自 に 行 う 業 務 1 の
	1	自主事業 10
第	5	提 案 競 技 に あ た っ て の 条 件 1 0
	1	管理の基本的条件 10
	2	提案にあたっての条件 1 1
	3	業務の委託等 1 2
	4	協定保証金 1 2
	5	指定期間満了前の指定の取消し等 1 2
	6	遵 守 す べ き 閏 係 法 令 等 1 2

第1 提案競技の概要

1 提案競技の趣旨

「小野町日影南麓緑とのふれあいの森公園」は、平成11年に町民の健康増進と憩いの場、レクリェーション及び都市との交流の場として整備され、多くの方々に利用されてきました。現在の指定管理期間の満了に伴い、令和4年度以降の指定管理者制度による管理・運営を行っていくため、公募により選定を行います。

公募にあたっては、優れた経営ノウハウや企画力、資金力を備えた民間企業等から、施設の魅力向上に向けた事業計画の提案を受け、最優秀提案者を事業予定者として選定しようとするものです。

2 提案競技の名称

「小野町日影南麓緑とのふれあいの森公園管理運営に関する提案競技」(以下「提案競技」という。)

3 対象施設

- (1)施設名称 小野町日影南麓緑とのふれあいの森公園(以下「ふれあい公園」という。)
- (2)所 在 地 福島県田村郡小野町大字小戸神字宮ノ前397番地の2
- (3)施設面積 58.721㎡ (管理棟延べ床面積 515㎡)
- (4)施設概要 ふれあい森の家(管理棟)

森の体育館

展望広場(四阿(あずまや))

オートキャンプ場

テントキャンプ場

屋外トイレ

多目的広場

芝そりコース 等

4 提案を求める内容

ふれあい公園の管理運営に関する「事業計画案」

「提案競技にあたっての基本方針」(P9参照)を踏まえ、以下の項目を提案してください。

(1)管理運営

- ア)管理運営方法等
 - ・ふれあい公園全体の運営方法
 - ・施設の維持管理方法
- イ) 管理運営費等
 - ・管理運営に必要な経費の算出
 - ・小野町が支出する指定管理料の算出 ※指定管理料の上限額は、2,700,000円/年とする。

(2)イベントの企画運営

- ア)イベント開催等
 - ・町民の健康増進や自然環境を活かした体験型イベント等の開催
- イ)実施体制等
 - ・イベントの運営の実施体制

5 応募者の要件

(1)応募者の要件

応募者は、「法人その他の団体」又は「複数の法人その他の団体で構成されるグループ(以下「共同事業体」という。)」(以下「民間企業等」という。)で、以下の要件を満たすものとします。

ア) 事業期間(P11、第5の1の(3) 事業期間参照)に渡って、安定してふれあい公園を 管理運営できる経営能力を備えていること。

イ)次の各号に該当しないこと。

- ① 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。)第167条 の4の規定により、小野町の入札に参加できない民間企業等
- ② 地方自治法((昭和22年法律第67号。以下「法」という。)第244条の2第11項の規定により小野町若しくは他の地方公共団体から指定管理者に係る業務の全部若しくは一部を取り消され、その取り消しの日から2年(他の地方公共団体の場合は1年)を経過していない民間企業等又は当該業務の全部若しくは一部を停止され、停止期間満了の日から1年(他の地方公共団体の場合は6ヶ月)を経過していない民間企業等
- ③ 法第92条の2、第142条(同条を準用する場合を含む。)又は第180条の5第6項の規定に抵触する民間企業等(いわゆる兼業禁止規定を準用)。ただし、同法の規定で対象外とされる出資団体(1/2以上)に準じ、小野町の外郭団体や地域団体などの団体については、設立目的や活動の公共性・公益性を踏まえた上で、兼業禁止の例外として、提案競技に応募できることとします。
- ④ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。)第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)が属している民間企業等

また、暴力団対策法第2条第2号に規定する暴力団(以下「暴力団」という。)との関与が認められるなど、暴力団又は暴力団員との間に、社会的に非難されるべき関係がある民間企業等

- ⑤ 経営不振の状態(破産手続、会社更生手続若しくはその他類似の手続開始の 申立がなされたとき又は取引停止処分がなされたとき)の民間企業等
- ⑥ 法人税、消費税、地方消費税及び県税・市町村税を滞納している民間企業等
- ⑦ 小野町の提案競技の手続において、その公正な手続を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した民間企業等
- ⑧ 民間企業等がいわゆる権利能力なき社団にあたり、法律行為を行う能力を有しない場合には、その代表者が、法律行為を行う能力を有しない者又は破産者で復

権を得ないもの

(2)その他

ア)複数申請の禁止

応募者は提案競技について1つの提案のみとなります。

また、応募者は、他の共同事業体に重複参加し、2つ以上の提案を行うことはできません。

- イ) 共同事業体の申請に関する事項
 - ① 共同事業体の名称を決めてください。
 - ② 共同事業体の代表法人及び代表者を定めることとします。
 - ③ 応募登録後において代表者及び構成団体の変更は原則として認めません。ただし、構成団体については、業務遂行上支障がないと小野町が判断した場合はこの限りではありません。

6 日程及び応募の手続き等

- (1)提案競技募集要項の公表・配布
 - ·公 表 日 令和3年9月14日(火)
 - ・配布期間 令和3年9月14日(火)から令和3年10月29日(金)まで (土・日・祝祭日は除く)
 - ・配布時間 午前8時30分から午後5時15分まで
 - ・配布場所 小野町役場産業振興課(以下「事務局」という。)
 - ※なお、募集要項は小野町公式ウェブサイトからダウンロードすることができます。

URL: https://www.town.ono.fukushima.jp

(2)説明会参加受付

提案競技募集要項の説明会への参加を希望される民間企業等は、事前に申し込みをすることとします。

説明会参加申し込みは、説明会参加申込書(様式1)を受付期間内に、事務局に持参するか、FAX、E-mail にて提出してください。

- ・受付期間 令和3年9月14日(火)から令和3年9月22日(水)まで (土・日・祝祭日は除く)
- ・受付時間 午前8時30分から午後5時15分まで

FAX番号:0247-72-3121

E-mail:sangyoushinkouka@town.ono.fukushima.jp

※FAX、E-mail については、24時間受付可能

(3)説明会の開催

提案競技募集要項について、次のとおり説明会を開催します。また、当日現地調査の時間を設け、ふれあい公園を見学することができます。当日は、配布済みの募集要項を持参してください。なお、説明会へはできるだけ出席してください。

- ·日 時 令和3年9月24日(金)午前10時から
- ・場 所 ふれあいの森公園 1階 ふれあい体験ホール

- ・参加者本事業に参加を希望する民間企業等とし、1社(1団体)につき 2名までとします。なお、民間企業等の名称は公表いたしません。
- ・追加文書 ふれあい公園の概要、現況図等を配布します。

(4)募集要項等への質疑応答

ア)質疑応答

募集要項等に対する質問がある場合は、質問書(様式2)に所要の事項を記入し、事務局へ持参するか、FAX、E-mailで提出してください。電話又は口頭での受け付けは行いません。

- ・受付期間 令和3年9月27日(月)から令和3年10月22日(金)まで (土・日・祝祭日は除く)
- ・受付時間 午前8時30分から午後5時15分まで ※1件の質問に対して1枚の様式を使用してください。

イ)質疑回答

受け付けた質問に対する回答(以下「質疑応答書」という。)は、FAX または E-mail で示します。

※質疑応答書は、募集要項その他関連資料の追加文書として取り扱います。 回答にあたっては、質問を行った民間企業等の名称は公表いたしません。 なお、意見の表明と解されるものについては、回答しないことがあります。

(5)応募登録及び提案書の受付

提案募集に参加を希望する民間企業等は、受付期間内に下記の提出書類を事務局に持参してください。

- •提出部数 正本1部 副本7部 合計8部
- 受付期間 令和3年9月27日(月)から令和3年10月29日(金)まで
- ・受付時間 午前8時30分から午後5時15分まで

【応募登録】

- ·提出書類
- ① 応募登録申込書(様式3)※1
- ② 民間企業等の概要(様式4-1)※1
- ③ 共同事業体の構成団体の概要(様式4-2)※2
- ④ 共同事業体協定書兼委任状(様式5)※2
- ⑤ 定款又は寄附行為の写し及び登記事項証明書※3
- ⑥ 役員の名簿及び履歴書※3
- ⑦ 宣誓書(様式6)※3
- 图 秘密保持誓約書(様式7)※1
- ③ 民間企業等の労働条件(様式8)※3
- ⑩ 民間企業等の組織体制(様式9)※3
- ① 申請書を提出する日の属する事業年度を除く過去3年間の事業報告書

Ж3

- ① 申請書を提出する日の属する事業年度を除く過去3年間の法人税法第74条に基づく法人税確定申告書及び添付書類一式(税務署受付印のあるもの)。法人税確定申告をしていない団体等については貸借対照表、収支計算書、財産目録、預貯金・借入金の残高証明書※3
- ⑤ 納税証明書等(直近3年分)※3国税の納税証明書(その3の3)及び県税・市町村税完納証明書
- 16 印鑑登録証明書※3
- ※1 共同事業体の場合は代表者
- ※2 共同事業体による場合のみ
- ※3 応募する全ての民間企業等

【提案書類】

提案提出書(様式10)、提案書(様式11)及び以下の提案書類(以下「提案書等」という。)

- ア)提案する事業計画案の概要(様式12)
- イ)管理運営方法等に関する提案(様式13)
 - ① ふれあい公園全体の運営方法、施設の維持管理方法
 - ② 飲食及び物販施設の運営方法、企画イベントなどのサービス提供方法
 - ③ 防犯・防災対策、個人情報保護の措置、事業運営体制及び社員教育などの 考え方
 - ④ 地元産品の活用や地域住民の参加など地域連携や活性化(波及効果)の 考え方
- ウ)管理運営費に関する提案(様式14)
 - ① 管理運営に必要な経費の算出
 - ② 小野町が支出する指定管理料の算出 ※指定管理料の上限額は、2,700,000円とする。
- エ)イベントの企画運営に関する提案(様式15)
 - ① 町民の健康増進や自然環境を活かした体験型イベントの開催方法
 - ② イベントの開催に必要な経費の算出 ※自主事業を想定し算出願います。
- オ)その他の事項に関する提案(様式16)

収支の適正管理に対する考え方、資金調達の手法

カ)事業収支計画等(様式17-1~17-4)

事業収支計画、投資計画

キ)イベントの企画運営に係る収支計画書(様式18)

イベント収支計画

【辞退届】

提案書等を提出した後に辞退する場合は、辞退届(様式19)を提出すること。 その場合、再度の提出は認めない。

7 提案の審査等

(1)審査体制

応募者から提出された提案書等は、小野町公の施設の指定管理者の指定の手続き等に関する条例施行規則(平成17年小野町規則第9号)第7条及び第8条に基づき構成する「小野町指定管理者選定審査委員会(以下「審査委員会」という。)」で審査を行います。

(2)審査方法

応募者から提出された提案書等を基に、第1次審査(資格審査及び提案審査)及び 第1次審査通過者による第2次審査(プレゼンテーション及び総合審査)を行います。

第1次審査の通過者にのみ、第2次審査の日時等を通知します。

第 2 次 審 査 では、審 査 委 員 会 で提 案 内 容 についてのプレゼンテーション及 びヒアリングを行います。

第1次審査と第2次審査の結果を総合的に評価し、最優秀提案を選出します。

(3)事業予定者の決定

小野町は、審査委員会の報告を踏まえ、事業予定者を決定します。

審査の結果については、令和3年11月中旬に、第2次審査対象者に文書で通知いたします。

(4)欠格事項

応募者が次の要件に該当する場合は、選定審査の対象から除外します。

- ア)提出書類に虚偽又は不正があった場合
- イ) 指定管理料の上限額を上回った場合
- ウ)複数の提案書を提出した場合
- エ) 指定する期限までに所定の書類が整わなかった場合
- オ) 応募者及びその関係者が選定に対する不当な要求を行った場合
- カ) その他不正な行為があった場合

8 提案競技後の取り組み

(1)提案内容の協議・調整

提案競技の終了後、小野町と事業予定者は提案内容を踏まえ、事業化に向けた協議・調整を行います。

(2)指定管理者の指定 ※令和3年12月中旬を予定

事業予定者を、指定管理者の指定手続き及び小野町議会の議決を経て、ふれあい公園の管理運営を代行する指定管理者として指定します。(したがって、小野町議会で否決された場合は指定できません。)

(3)基本協定の締結 ※令和3年12月中旬を予定

小野町は事業予定者と協議を行い、この協議結果に基づき仮協定を締結します。 なお、仮協定は、指定管理者の指定に係る小野町議会の議決を経て、小野町が指 定管理者に指定することで基本協定として締結されるものです。基本協定には、運営、維持管理、既存施設の改修に関する規定等が含まれます。

(4)業務引継ぎ ※令和4年1月中旬からを予定

事業者は、業務引継ぎをしていただきます。

なお、業務引継ぎに要した費用は、全て事業者の負担とします。

9 その他

- 応募に関し要する費用は、すべて応募者の負担とします。
- ・提出いただいた書類等は、返却いたしません。
- ・一旦、小野町が受理した提案書等については、明らかな間違い、軽微な修正を除き、 内容の変更は認めません。
- ・提案競技に関して使用する言語は日本語とし、使用する単位はメートル法で行うこととします。
- ・提出した提案書等の著作権は、応募者に帰属します。ただし、小野町が提案競技の公表等のため必要と認めるときは、最優秀提案者に選定されたか否かにかかわらず、 提案書等の内容の全部又は一部を無償で使用できるものとします。
- ・提出した応募書類及び提案書等は、最優秀提案者に選定されたか否かにかかわらず、情報公開の請求において、個人情報等を除き、原則開示します。
- ・小野町の配布する資料等は、応募に係る検討以外の目的で使用することを禁じます。
- ・事業者は、小野町との協議・調整に誠意をもって対応することとし、小野町との協議を正当な理由なしに辞退できないものとします。なお、事業者が正当な理由なしに辞退するときには、小野町が被った損害額を請求することができるものとします。

10 事務局

事務局: 小野町 産業振興課

住 所: 〒963-3401 福島県田村郡小野町大字小野新町字舘廻92番地

T E L : 0247-72-6938 F A X : 0247-72-3121

E-mail: sangyoushinkouka@town.ono.fukushima.jp

URL: https://www.town.ono.fukushima.jp

第2 提案競技にあたっての基本方針

(1)「ふれあい公園」機能の維持

『自然とふれあう「癒し、安らぎ」機能』

自然とのふれあいの中に、「癒し・安らぎ」などを求める気運が高まっていることから、 現在の景観を維持し既存施設の有効活用により、自然とふれあえる機能を図る。

『家族や友人と楽しめる「憩いの場」機能』

自然とのふれあいによる健康増進、子ども連れの家族から高齢者まで、みんなが楽しめる「憩いの場」としての機能を図る。

『人とふれあう「交流」機能』

町民や都市との「交流の場」としての機能を図る。

(2)サービス水準の向上

顧客満足度を高めるため、利用者ニーズに対応したサービスの提供や迅速な対応などを図る。

(3) 既存施設を活かした管理運営

ふれあい森の家、森の体育館、展望広場やオートキャンプ場など既存施設を活かした効率的・効果的な管理運営を図る。

(4)イベントの開催

町民の健康増進や自然環境を活かした体験型イベント等を開催する。

(5)指定管理料等の限度額

過去の施設管理費を鑑み、小野町が支出する指定管理料の上限額を 2,700,000円とし、管理運営を図る。

(6) 町財政負担の軽減策

自主事業の運営により、公益性を維持しながら将来的に収益を高め、指定管理料の削減を図る。

第3 事業者が行う業務

- 1 事業者が指定管理者として行う業務
 - (1)施設の運営に関する業務
 - ア) 小野町及び外部との連絡、文書等の受付に関すること
 - イ)施設利用者の予約、取消、問合せに関すること
 - ウ)施設利用者の備品貸出、返納の確認、安全に関すること
 - エ)前各号に掲げるもののほか、その目的を達成するために必要な業務に関すること

(2)施設の使用の許可及び制限に関する業務

ア) 小野町日影南麓緑とのふれあいの森公園設置及び管理運営に関する条例(平成 19年小野町条例第12号。以下「ふれあい公園条例」という。)第6条に基づく使用

許可

- イ) ふれあい公園条例第7条に基づく行為の禁止
- ウ) ふれあい公園条例第8条に基づく使用許可の取消等

(3)施設の維持管理に関する業務

- ア)施設の保守管理(施設を維持していくための保守点検及び修繕)
- イ) 施設で保有している附帯設備及び備品の維持管理
- ウ)樹木、芝生等植栽の維持管理
- エ)清掃、警備及び防災

2 その他の業務

- ア)会計関係帳簿、事業報告書、利用状況報告書等の作成及び町への報告
- イ) 緊急、防犯、防災等の危機管理マニュアル等の作成及び実施体制の整備
- ウ) 個人情報保護等の措置
- エ)経理規程の作成及び経理事務
- オ) 社員に対して必要な研修の実施
- カ) その他日常業務の調整

第4 事業者が独自に行う業務(指定管理料対象外経費)

- 1 自主事業
- ア) 集客や収益を高めるための企画イベントや広告宣伝等の実施
- イ) その他ふれあい公園の設置目的の範囲内で行う事業

第5 提案競技にあたっての条件

- 1 管理の基本的条件
 - (1)利用料金制度
 - ア)管理運営にあたっては、地方自治法第244条の2第8項に基づく利用料金制度 を適用し、利用者から収受した料金を事業者自らの収入としますので、実績を踏ま え利用料金収入の見込み額を算定してください。
 - イ) 有料施設の利用料金は、ふれあい公園条例第9条で定めている上限額の範囲内で設定することとします。

(2)管理運営に要する経費

- ア) 小野町が支出する指定管理料に含まれるものは、人件費、管理費(消耗品費、 修繕費、光熱水費、保守点検・維持管理に要する経費)、事務費となります。
- イ) 小野町が支出する指定管理料は、事業者が行う業務(P10 第4 事業者が独自に行う業務を除く。)に係る経費全体の見込み額から、利用料金収入の見込み額を 差し引いた額となります。
- ウ) 事業者が独自に行う業務によって得る利益を考慮して、小野町が支出する指定管理料を提案してください。

(3)事業期間

令和4年4月1日から、「5年間」とします。

なお、3年目に協議の場を設けます。

(4)休園日及び利用時間

休園日及び利用時間は、小野町日影南麓緑とのふれあいの森公園管理運営に関する規則第2条に基づき運営すること。ただし、サービス向上や冬期間の運営など新たな視点から変更が必要と考える場合には提案してください。

2 提案にあたっての条件

(1)管理運営に関する条件

- ア) ふれあい公園の施設利用の促進を図ることとする。
- イ) 自主事業を実施する上で必要な免許・許可(酒類小売免許、飲食店営業許可免 許など) は、自主事業開始までに取得すること。
- ウ)事業者が独自に実施する飲食及び物販を行うため新たに設置する施設は、小野町行政財産使用料条例(昭和44年小野町条例第19号)第2条に基づき使用料を 徴収することとする。
- エ)1件あたり10万円以下の修繕は、小野町が支出する管理運営に必要な経費の範囲で、事業者の負担において行うこととする。

(2)施設整備に関する条件

- ア) 既存施設(建物)の取り壊し・建替えは不可とする。
- イ) 小野町の財政負担を要する既存施設(建物)の改修や新規の施設整備を行う提案は不可とする。なお、地方自治法第238条の4第1項の規定により行政財産には私権の設定ができないため、既存施設(建物)を事業者の負担で改修する場合の改修後の所有権は、小野町に帰属することとなる。
- ウ)事業者が自ら整備する施設がある場合は、小野町の許可を受けて整備することとする。この場合において、地方自治法第238条の4第8項の規定により借地権は発生しない。

(3)地域の活性化に関する条件

地域の活性化を図るため、農産物などの地場産材や中小事業者等の活用に配慮することとする。

(4)イベントの実施に関する条件

ア) ふれあい公園を利用して実施すること。ただし、町内の観光施設等を含めた企画 も可とする。

- イ) 子どもから高齢者、男女を問わずに参加できる企画とすること。
- ウ) 町民の健康増進、交流、町の農畜産物、特産品等 PR、自然環境を活かした体験型イベントなど、小野町のイメージアップが図られる企画とすること。
- エ) 参 加 者 から負 担 金 (参 加 料)を徴 収 する場 合 は、イベント費 用 に充 てること。
- オ) イベント経費の積算根拠を明確にすること。

3 業務の委託等

事業者は、ふれあい公園の管理の全部を第三者に委託し、又は請け負わせることはできません。ただし、業務の一部について、あらかじめ小野町が認めた場合はこの限りではありません。

4 協定保証金

(1)協定保証金の納付

事業者は、小野町に対し、初年度に小野町が支払う管理運営に要する経費の100分の5以上の額の協定保証金を納付しなければなりません。ただし、小野町が認めた場合協定保証金を免除することができる。

(2)納付期限

基本協定の締結日

(3)協定保証金の没収

協定書の内容を履行せず、又はこれらに違反したときなど事業者の責めに帰すべき 事由により指定が取消しとなった場合には協定保証金は没収します。また、保証金の 額を超えた損害が発生した場合にはその損害額を請求することができるものとします。

(4)協定保証金の返還

次の場合、事業者は小野町に対し協定保証金の返還請求することができます。

ア) 指定期間が満了した場合

イ) 不可抗力(天災、テロ等の人災)により指定が取り消された場合

5 指定期間満了前の指定の取消し等

事業者の責めに帰すべき事由等により、管理を継続することが適当ではないと認めるときは、小野町は指定管理者の指定を取消し、又は期間を定めて業務の全部若しくは一部の停止を命じることができるものとします。なお、詳細については、事業者と小野町との間で締結する基本協定書の中で規定します。

6 遵守すべき関係法令等

提案及び管理運営にあたって、以下の法令等を遵守してください。

- ・地方自治法(昭和22 年法律第67号)
- •消防法(昭和 23 年法律第 186 号)
- •食品衛生法(昭和 22 年法律第 233 号)
- 労働安全衛生法(昭和47年法律第57号)
- ・建築物における衛生的環境の確保に関する法律(昭和 45 年法律第 20 号)
- 電気事業法(昭和39年法律第170号)
- •下水道法(昭和 33 年法律第 79 号)
- •水道法(昭和 32 年法律第 177 号)
- ・水質汚濁防止法(昭和 45 年法律第 138 号)
- 大気汚染防止法(昭和 43 年法律第 97 号)
- •建築基準法(昭和 25 年法律第 201 号)

- •都市計画法(昭和43年法律第100号)
- •大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)
- •森林法(昭和 26 年法律第 249 号)
- ・小野町日影南麓緑とのふれあいの森公園設置及び管理運営に関する条例(平成 19年小野町条例第12号)
- ・小野町日影南麓緑とのふれあいの森公園管理運営に関する規則(平成11年小野町規則第1号)
- ·小野町個人情報保護条例(平成15年小野町条例第29号)
- •小野町情報公開条例(平成13年小野町条例第19号)
- ·小野町行政手続条例(平成8年小野町条例第1号)
- ・その他関係法令等
- ※条例等の内容及びその他の条例等については、小野町ホームページの町の条例 規則などの情報から確認することができます。